

第十三回 参議院農林委員會會議錄第四十五号

昭和二十七年六月四日(水曜日)午後一時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 亀七君
加賀 操君
山崎 恒君
岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君

北村 一男君

滝井治三郎君

白波瀬米吉君

宮本 邦彦君

飯島連次郎君

片柳 眞吉君

島村 軍次君

三浦 辰雄君

小林 孝平君

三橋八次郎君

小林 亦治君

松永 義雄君

國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君

政府委員

農林政務次官 野原 正勝君

農林省農政局長 小倉 武一君

食糧庁長官 東畑 四郎君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君

常任委員 會田 吉雄君

常任委員 會田 吉雄君

本日の會議に付した事件

○農産物検査法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○農産災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農産災害補償法臨時特例法案(内閣提出、衆議院送付)

○農業共済基金法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより農林委員會を開きます。最初に、本日の日程は農産物検査法の一部を改正する法律案、それから農産災害補償法の一部を改正する法律案、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

最初に農産物検査法の一部改正案につきまして、先日來問題となつていて、諸点につきまして、本日農林大臣の出席を得ましたので、この際改めて御質問を続行願ひたいと思ひます。

○飯島連次郎君 先般來本法案について問題になつていて、農産物の検査手数料のことに、大臣に二、三お伺ひしたい。それは、この前の國會で、農産物検査法を通すときに、大体検査手数料の二十円というのは高過ぎるから、これをもつと引下げろという強い要望があつた。それに對して、これは十分考慮するからということで、漸くこの法律が通つてから一、二年を経過して今日に至つておるわけでありまして、特に今度の法の統制が撤廃をされるというこの現在の状況を目前に控えて、一般の生産者の間では、この検査

料が自己負担に將來なるということをして、恐れて、この際是非検査手数料を引下げて欲しい。こういう要望が、これは生産者の間では恐らく全国的に強い要望として今捲起つておるわけでありまして、それから先日來この委員會においても、各委員から検査手数料を是正するといふ問題が取り上げられて参つておるわけでありまして、これは詳しいことを申すまでもなく、昭和七、九年あたりを例にとつてみると、一包裝あたりには僅か最低二銭という検査料であつたのが、現在においては、米、麦の區別なしに一俵二十円ということになつて、千倍になつておるわけでありまして、こういう他の物価の値上りになつてみて、極めて米も麦も価格に比例すれば極めて不均衡な価格で、一率に二十円というきつめ、これについても再検討の余地があるということ、農産物の関税等を例にとれば、いずれも従価で税率が定められておるにもかかわらず、検査料に關してはそういう考慮が全然なされておらない。まあ全然といふと若干言ひ過ぎかも知れないが、一番重要な農産物である米にしても、大麦にしても、小麦にしても、価格に大差がある差があるにもかかわらず、一率に二十円という比率で定められておる。これがこの検査手数料について、この機會に是非とも是正を要望するといふ強い論点であります。これについては、冒頭申し上げたように、この前の國會で、この検査法を通過せし

むるときに、強い當委員會における要望を附して実はこの法案が通過しておる経緯にも鑑みて、農林大臣は、只今のようないかなる生産者からの要望に對してどうお考えになるか、この点を一つ伺ひたい。

○國務大臣(廣川弘禪君) お話の通りであります。これは一、二年間決して我々努力しなかつたんじゃないのであります。一生懸命努力をいたしておるものであります。なかつた相手へこませるまでに至つていないのであります。併し今度各地方からの陳情等を我々が直接聞いてみまして、無理からん点が十分あります。諸般の情勢をよく考えまして、慎重に検討いたして、希望に副うようにいたす考えであります。

○飯島連次郎君 この際もう一、二、これは希望として附け加えておきたい。それは大臣も窮状を御承知のようでありまして、極めて簡潔に申し上げますが、この農産物の検査手数料を引下げるという問題を追及することによつて、折角通つた農産物の検査、つまり國營検査を或いは地方に、これを背のごとくに委譲するとか、或いは検査に従事している職員の数が減されるとかといふことは、これはどう考へても検査法の趣旨に逆行することでありまして、我々の欲するところは、飽くまで農産物に關しては、特に麦類等が統制から解除される、このことを考へて、或いは電報或いは電話等による極めて敏速な、而も正しい取引がなされ

なければならぬ現況から考へて、そういう検査法の趣旨に悖るがごとき支障が起されることは、極めてこれは好ましくないところでありまして、そういうことについては、或いは老婆心かも知れないが、これは農林大臣において嚴に注意をされて、我々の主張するところが適にそういう方向に行かざるような注意を一つ特別にお願いを申添えておきたい、こう思ふのであります。

○國務大臣(廣川弘禪君) 先ほど私諸般の情勢といつたのは、実はそれを含んでおるのであります。どうも七百人八百人という人間に食い込んで來るような形もあります。それから府縣營の問題についてもあるものであります。そういうことを慎重に考へて、あなたのおつしやるような線で行きたい、こう考へております。

○片柳眞吉君 大臣の御答弁で大体了解をいたしたのであります。御答弁の趣旨をこういふふうにお伺ひしたいのであります。かどうかと、お伺ひしたいのであります。と申しますのは、この間通過をいたしました食糧管理法の一部改正案で、場合によつては食糧管理特別會計において、二重価格という關係が當然出て來るのであります。從來のようないかなる採算制一本槍という性格が崩れて參つて來ておるのであります。そして、今度の検査料の問題も、その場合に當然これは吸収して処置できるのではないだろうかといふ意味に理解してよろしいかと

うか、それが第一点であります。

それからもう一つは、この食糧検査に要する費用をできるだけ手数料収入で賄うて行きたいという気持は私はわかるのであります。或いは行政整理という問題の予防線としても、私は理解ができるわけでありましたが、ただ農産物の検査の趣旨が、勿論これは生産者の売物を有利に売るといふ生産者のためにもありますけれども、併し半面においては、農産物を買ふ、或いは消費するところの需要者なり消費者の利益の面もあると思うのであります。そういふ点から見て参ると、或いは一部は一般会計で持つてもよろしいという理解も出て来るのではないかと思ふのであります。要するに御答弁の趣旨が、全体として二重価格制といふものが場合によつては起り得るわけでありましたが、そういう場合には、吸収して本問題を処理するという趣旨で理解してよろしいかどうか、重ねてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(廣川弘禪君) 占領中に強く線を出してきておつた独立採算、或いは又この特殊な保護助長というやうなことを否定するやうな形がだん／＼薄らいで参つてくるのが正當だと私は思つております。特に両院の御決議になりました、今回の食糧特別会計における負担等を見ましても、それがよく現れて参つてきておるのであります。が、私たちは、この日本の農業がやはり保護助長の線をもう少し強く出す必要があると考えておりますので、来年度の予算編成の當時においては、この点が十分反映現れて来るのじやないかと思つております。そういう点から、十分考えたいと思つております。

○岡村文四郎君 飯島委員と片柳委員の御質問があつて、大臣の御答弁があつて、大体了承されるのでございまして、検査料が高いというので一般に非常につらつておる。これに対する質問があつたのであります。先般委員会が審議をされております中で、一般会計で相当持つのが當然ではないか、こつちのお話がありましたが、大部分を折つてみたが、なか／＼大蔵省が言ふことをきかぬ、うまい／＼かん／＼うまい／＼であります。大蔵省は、もう自由にもなれば農産物の問題なんかにどうもいいのじやないか、これまで言うということについては実に我々心外に堪えません。そこでややもすると非常に危険性を持つておられますし、高いなから地方で実地検査を行へばいいじやないか、何ぼならばできるというものが随分あります。これは万全の注意をしなければいかんと思ふのですが、片柳さんのお説のように、生産者も成るほど生産物の品質の向上、価格の適正を図るために、実際に価値のある国産検査を受けて、そうして売出すことを希望し、需要者も業者も安心をして買入るものにして、初めて取引が円滑に行くわけでありまして、農家の保護助長という問題ばかりでなくて、重要な日本の農産物を国で検査をし、そうして適正な価格なり品位を定めて売るといふことを重点にお考えになつて、そういう大蔵省にも説いてもらふんと、非常に生産者にしてみても批判の声が高くなるし、それでは政府自体として困ると思ひます。その点を十分注意してもらいたいということ、この今食糧会計の中に入つておりますが、一刻もこれは独立したほうが非常にいいのではなからうか。たま／＼食糧管理庁のいろ／＼な問題があつても、別途のものと考えなくてはならぬものがある。食糧を統制しているがために農産物の検査を行つておるのだという觀念がありますから、それを一刻も早くくするのには、やつぱりできるだけ早い機会に農産物検査というものを独立してやられたほうが非常に検査の意義もあるし、農林省としても誤解を受けないことになつておると思ひますが、その点どうお考えになつておるのかお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) 前段のお話は、片柳さんの消費者、それから生産者両面とも見て行くといふところに非常に味があることでありまして、これは全くその通りであります。單に売らんがための検査でなく、實際消費者のために、又生産者のためになるといふところに味があるもので、私はその点を決して何人にもごまかされたいやうにやりたいと思ひます。それから後段のこの農業生産物のそれ自体の品位を向上し、食糧増産の目的を達成するようにしたいといふお考えであります。これは昨日の衆議院の農林省設置法の議案がかりました場合に、その意見が端的に現れておりました。農産物検査は一つの独立したものでなければならぬという思想が現れております。全くその通り私は同感であるのであります。

○山崎恒君 只今のに関連して、岡村さんの質問で、大臣は検査の独立性という点については共鳴されておるやうであります。現状からいいたしまして、果して然らばできるかどうか、これは大半の検査制度は現在やりつづけているやない、これはもうやはりそれだけの管理業務を検査員そのものがやつておる。又供出の奨励もやつておるといふやうな点から行きますといふと、思想はさうであつても、必らずしもそういう場合が一致しない、かように思ひますが、どうでありますか。もう一回一つ……

○國務大臣(廣川弘禪君) 現実と将来との違いでありまして、現状は全くあなたの御意見の通りであります。將來は独立したものにしたいという思想が流れて来ておると、こういうことであります。

○山崎恒君 先ほど来から、又は当委員会といたしまして、この問題については二十円の検査料は高いといふ、これは大臣も認めておるわけでありまして、今回のこの予算編成に當つても、大臣が大蔵省との折衝で非常に骨を折られておつたが、予算の獲得ができたかつたといふやうなことはつきり認めておるわけでありまして、この問題は、独立採算制ではつきり行くべきか、或いは一部一般予算から負担して、検査制度といふものを国の要請する、又国民の食べるところの貴重な食糧の検査であるが故に、一般会計から負担すべきだといふやうな觀念、この觀念を、基本觀念を一つはつきりして今回は努力したが取れないが、次回はそういう二本建の觀念で一つ行きたいといふやうな思想が、考えがあるかどうか、その点を一つはつきりとしてお示し願つて、そうするといふと、自然とこの問題は解消するのじやないかと、こう思ひますが……

○國務大臣(廣川弘禪君) 先ほど片柳さんのお問いに対して、言外に洩らし

て置いたつもりであります。單に本会計からのみ行きますといふと、人員整理というやうなことにまで食い込まれるといふことを非常に私はこれは恐れておるのであります。でありますから、両方にかけて行くほうがいいのじやないかといふ片柳さんの御意見に同意を表しておるやうなわけでありまして、多分そういう方向で今後進まなければならぬじやないかと、こつち信じております。

○小林亦治君 念のために伺つて置きますが、前の委員会で、一般国政の建前から十一條と二十條は反対だ、かやうに繰返して申上げたのであります。が、それに関連して只今の大蔵省の御見解なんです、私はいささか逆に考えたい。といふのは、この農産物に關するところの行政といふのは、これは單純な行政ではないものであります。日本にとつては基本国策の一つでありますから、大臣がおつしやるやうな独立採算でなくして、検査料とか、かやうなものにはこれはむしろ一般会計から独立採算といふことを考慮に入れないうで賄ふべきものじやないか。従つてこの例えは十一條の手数料を下げて、七百人の人員に對するところの影響といふものは何もないことになつて。それが本来のやはり国政の上から見たところの農産物行政じやないかと、かやうに考えられますので、その点が大臣と私の考えが違ふのであります。が、大臣は將來の独立採算ということを考へておられる、そういう思想が流れておるとおつしやるのでありますが、私の場合は逆なんでありまして、從來獨立採算的な考えが流れて参つたのであ

るが、将来はそうでなくして、一般会計からなすべきものであると、こういうふうな考へておるのであります、その相違点を念のために一つお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) ちよつとあんなお聞き違いじゃないかと思ひますが、私はあなたの言うように言つておると思ふのですが、占領中は独立採算で国家財政というものを極度に切詰められて参つたのであります、この間の両院で決議になつた二重価格の端的に表して来たようなこういう思想が今後は出て来るのじやないか、来年度予算編成には、あなたのおつしやるような線が出て来るのじやないか、こういうふうにおつし上げたのであります。

○小林亦治君 それでよくわかりました、その二十円というところは高いといふことはお認めになつておられるのですか。職員の増減に影響しないように、将来これを下げる、或いは全廃して一般會計から賄ふようにすると、こういうふうなお考へが大臣の頭の中におありなんですか、将来の希望として申上げて置きたいのです。

○國務大臣(廣川弘禪君) 地方からのまじめな陳情のかたの声を聞いております、そういうことが耳に響いて来るのであります。でありますから、本年度の予算編成のときに私たちががつた以上の強い信念を以て、あなたのおつしやるような意味を腹に置いて予算編成ができるのじやないか、こう申しておるのです。

○加賀操君 大体本案につきましては、質問も出盡しましたし、農林大臣からも強い意思表示がありましたので、

で、あとで松永さんが質問されるそうですが、それでこの質問を切つて、次の議題に入つて頂くようにお諮りを願ひたいと思ひます。

○松永義雄君 簡単に一言大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。只今、現段階という言葉はちよつとおかしいが、只今では、職員の首切りになるから、検査手数料を下げるわけに行かない、こういうような意味の御答弁であつたように拜聴しました。ややもするといふと、農産物を値上げをすると労働者は困る。労働者の生活を棄にしうとすると、農産物を引下げなければならぬ、こういう議論がしばしば行われてゐるのであります。これは一般会計から持つて来るとか、こういうた形式的のことは、そんなことはそんなこととしておいて、例えば表について、中間経費という言葉が今度は中間搾取という言葉に交つて行くのでありますから、検査料をきめるという場合に、ただ単に労働者の問題だけを對象にしてなされるのか、それとも労働者や生活に棄にしてやらなければならぬ、農民のほうの手数料も、これも棄にしてやらなければならぬということになると、どこかよそから金を持つて来る、こういうことにならうと思ひますが、その点は、もうよく大臣は御経済済みのことではありますから、お答えは十分おできになると思ひますが、ただその一点だけをお聞きしたいと思ひます。(笑聲)

○國務大臣(廣川弘禪君) どうもその道の先輩から教えられるようなことで、それはあなたのお説の通りで、決してその点の方程式は間違つたやうにやる考へであります。(笑聲)

○委員長(羽生三七君) 御相談申上げますが、先ほど加賀委員からも議事進行についてお発言がございましたが、この本法律案につきましては、先ほど農林委員の御意見の中に含まれてゐるこの検査手数料の高いことから来る農民の犠牲をできる限り軽減せよということ、大体御意見が代表されておると思ふのであります。その問題を一般会計からの補填という形をとるか、独立採算制に将来固定したものとして行くのか等々、問題の所在はなか／＼複雑であるし、どうもすこぶるむづかしいと思ひますが、併し飯島委員を始め各委員皆様から御発言のあつた、農民負担の軽減を将来目標として、その基本的な諸問題について一層の御検討を加えてもらつと、そのことによつていい結果の得られる日を期待したいと思ひますが、そういう意味で本法律案はこの辺で質疑を終了して、採決に入りたいと思ひますが、如何でございますか。それでは他に御発言もございませんようですから、質疑は終了したものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(羽生三七君) 御相談申上げますが、先ほど加賀委員からも議事進行についてお発言がございましたが、この本法律案につきましては、先ほど農林委員の御意見の中に含まれてゐるこの検査手数料の高いことから来る農民の犠牲をできる限り軽減せよということ、大体御意見が代表されておると思ふのであります。その問題を一般会計からの補填という形をとるか、独立採算制に将来固定したものとして行くのか等々、問題の所在はなか／＼複雑であるし、どうもすこぶるむづかしいと思ひますが、併し飯島委員を始め各委員皆様から御発言のあつた、農民負担の軽減を将来目標として、その基本的な諸問題について一層の御検討を加えてもらつと、そのことによつていい結果の得られる日を期待したいと思ひますが、そういう意味で本法律案はこの辺で質疑を終了して、採決に入りたいと思ひますが、如何でございますか。それでは他に御発言もございませんようですから、質疑は終了したものと認めることに御異議ございませんか。

○委員長(羽生三七君) それではこれより本案につきまして討論に入りませう。御意見のおありのかたは、それぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○島村重次君 只今の検査法中一部改正案に關しましては、この法案そのものに對する問題よりは、これに關連を持つてゐる検査手数料の減額が當委員會において相當論議されたのでありまして、現在の國營検査制度は、昨年の決定の時に本委員會において強い要

望もあり、検査手数料は、農民負担の軽減を目的として、将来速かにこれを引下げるといふ措置を講ずべきであるといふ第一の強い希望を附し、第二には、國營検査制度は将来これをますます強化すべきものでありまして、この制度が自治体検査その他に移行するがごときことのないことを強く要望するためには、ここに國營検査制度の確立のために、一般会計よりも負担をするよう、政府において十分措置するといふ強い二つの條件を附して、本案に賛成したいと思ひます。

○小林亦治君 繰返して申上げましたように、本法案は、基本国策として、十一條、第二十條、なかんずくこの二條文なんです。これは大反對なんです、この條文はです。ところが農林大臣の将来はという誠意ある御答弁によりまして、現段階の政策として、無理にこれを下げさせれば、七百何十名という職員にも影響が参るといふ情ない情勢なんでありまして、将来かかることのないように、一般國政に引直すことを條件として、本法案をまゐ止むを得ず賛成したいと思ひるのであります。大臣の答弁上手にごまかされないうちに、どうか将来誠意ある改正論に持つて行つて頂けるように御努力を願つて、本法案に賛成します。

○三橋八次郎君 私もこの法案に條件を附しまして賛成するものでございませう。検査制度は、農産物の価格保持の上から申しましても、又一般消費並びに取引の關係からいたしましても、極めて重要なものであり、特別會計でやるべき性質のものでないと思ひますが、なほ又将来はどうしても獨立して、毅然として検査制度といふ

ものをやるべき性質のものでありまして、むしろこれは國民全体の見地から見まして、農家に検査料を負担させるといふことは不合理なことであることは申すまでもない事柄でございませう。従ひまして現在の法案にありまして検査料といふものは、農家の負担としましては随分高いものだと言わなければならぬのであります。農林委員會として、この値下を要求するものも當然のことだと思ひます。将来は、そういう大局的見地から申しまして、検査制度は獨立した一つの機關として設けて頂くこと、なお検査費用も國の一般経費でやつて行くということが極めて重要だと思ひますのであります。今直ちにそういうことを申上げまして、却つてその組織が壊れましたら、検査制度に欠陥ができるというやうなことではあります。忍んで将来を棄しみにして、この法案に賛成するものでございませう。どうぞ将来よろしく農民のそういう声に副うように、順次改正されますことを要望いたしまして、本案に賛成するものでございませう。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて、これより本案の採決を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて、これより本案の採決を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(羽生三七君) 全会一致でございませう。従つて本案は、原案通り可決することに決定をいたしました。な

お本会議における報告の内容等は、従来の慣例によることを御了承願います。なお多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

西山 龜七 加賀 操
山崎 恒 岡村文四郎
池田宇右衛門 滝井治三郎
北村 一男 白波瀬米吉
宮本 邦彦 飯島通次郎
片桐 眞吉 島村 軍次
小林 孝平 三橋八次郎
小林 亦治 松永 義雄
○委員長(羽生三七君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(羽生三七君) それでは速記を始めて下さい。

○委員長(羽生三七君) それでは速記を始めて下さい。

○委員長(羽生三七君) それでは次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案及びその他関係二法案につきまして、特に問題となつておる諸点について、質疑を続行願うことにいたします。

○松永義雄君 その前に、議事進行というのをおかしいけれども、資料を請求したいと思ひます。各共済連合会の集計した貸借対照表というものを、お出し願ひたい。それからこれは、普通の行き方とすれば、よその県の貸借対照表を請求すべきかも知れませんが、特に私の属しておる埼玉県の貸借対照表を御提出願ひたい。

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(羽生三七君) 速記を始めて下さい。

○委員長(羽生三七君) 速記を始めて下さい。

○岡村文四郎君 今度提出になつております農業共済基金法でございますが、基金についての趣旨はよくわかつておりますし、是非基金が必要なのは今更言うまでもなく、早くにこの基金を持つべきだと思つておつたのでございます。ところが出た法律を見ますと、相互、即ち保険者と受けるほうと両方で基金を出し合つて三十億を作ることになつておるのでございますが、経過を聞きますと、なか／＼面倒で、こうせざるを得なかつたようなことも承つております。ところがこれは非常に重要な問題であり、こういうことばかりに限定をして考えることは非常に早計であり、そうあつてはならんと思つておりますが、現在の農村の状況と農業者の実態から考えてみまして、災害補償法は、農業に対する社会保障であるのであります。そこで政府から十五億というところでなくて、まだ出してくるべきだと思つておりますが、案にはそうなつておりますが、この際下からこれを吸ひ上げて、そうして基金にせなければならんということはどういふ観点から出て来たか、大臣に伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) あなたの御指摘のように、この基金を設定する上については、実は非常に事務局も苦労いたしてやつておるのであります。これは現行法であります場合には、やはりこういうような形にならざるを得ないのであります。私たちがいたしましては、将来十分考へて、現在のあなたの御指摘のような、社会保障制度と匹敵するような、このものを国がもつと見て、そうして十分効果の挙るようにするのが本當だと思つております。

○岡村文四郎君 この金が補助金のように入つた放しになるとか、又農家にこれが入つたなりで腐つて来ないといふ憂いがあるなら、これは別でございますが、融資をするのであります。政府のほうでも、この法案に何にもそれが載つておりませんが、融資をする方法さえ講じれば、如何に大蔵省が頑丈でも、又如何に大蔵大臣が頑張つておられても、話がわかると思ふのです。私の心配いたしましたものは、農業災害補償法なるものがやがては非常に影響を薄くされる一つの原動力にこれはなると思ふのです。そこでまずまず影を濃くしようと思ふのに、これでは農家のほうで金が出せるとか出せないとか、或いは十五億は少いとか多いとかいふ問題じやございせん。こういうことをすることが、あらゆる面にこれを察して影響があることがこれ自体でなしにできて来ると思つております。そこでどういふ議論を立てられ

ても、この金を被保険者自体から積立てて、そうして融資をするということにつきましてはどうしても納得が行かんのです。それでまだそれで納得が行かないほかに、この金を運用するために、法人を設けてそうしてやらなければならんという建前は、何かそこに一体あたりせんか。今まで政府が相当多額の資金を出して、そうして融資を行なつておりますが、ひとりこの金だけ、僅かな金額で別な法人を設けて、そうしてやらなければならんといふことについてはどうも納得がでないし、これは金額が多いとか少いとか

ということだけでなしに、我々は納得がでないし、下から、百姓が出せないといふことを出せるという、そういう議論を待たずして、この問題はどうか合点が行かんし、どんなに考へても、私の心配は、食糧の統制が外れるに従つて、そうして災害共済といふものは妙な恰好にせられる運命にあるものだと心配されます。そこでこの際どういふことは一層お考えを願つて、そうでなしにやつてもらうことを考へなければ、日本の零細農民のためにはならんじやないか。私は十五億の金を下から出す力がないとは申上げません。そこでこの案で行きますと、被害を多く受けるところが多く負担をするので

す。これは全国一律に、水田と麦、或いは養蚕に対して、一律にこれが行われるものならそれも多少の取柄もあると思ひます。ところがそうではないのであります。そうなる、被害を多く受けるところから基金を余計取る。こういう恰好ではなお更おかしいので、どうしても腑に落ちんと思ふが、大臣も、腑に落ちないが、止むを得ないからこうしたのだというお話があるかも知れません。それでは困るのです。そういう御答弁ではいかんのです、そうでないうが、どうお考えになつておるか、もう一度伺ひたい。

○國務大臣(廣川弘禪君) 私の説明で納得するかどうかわかりませんが、この法律が影が薄くなつて、この制度が将来消えるのだという心配があるという話ですが、私はそう思つておりませんので、これはますます助長して、そうして充実して行かなければならんといふことは、あなたと全く同

じであります。ただ交渉過程、その他現行法等について、そういうふうにしたらよろしいといふことでやつたのであります。これも又御存じのよう

に、十分折衝をして、非常な苦勞を重ねておることはあなたによく十分御存じだらうと思ふのであります。併しあの交渉過程においては、どうしてもこれではならんといふような状態になつたのであります。そこは一つ、私の答弁が足りないかも知れませんが、納得を行くようにして頂いて、将来私は、必ずこれがあなたの期待に副うように直せる時期が決して遠くないうちに来ると、こう信じておるような次第でございます。

○岡村文四郎君 その次の御答弁がないのですが、僅かな金で別な組織をこしらえて、法人としてこれを扱わなければならないという理由がどこにあるのか、その点も一つお聞きしたい。

○政府委員(小倉武一君) 基金でなく考へるといたしますれば、一つは特別会計を設定するといふことが考へられるわけでありまして、特別会計の場合に、それでは工合が悪い点があるかと申しますと、一つは農家出資といふことが全然認められない。特別会計に農家出資をするといふことが工合が悪いのであります。それならば全部政府が基金を出しまして、そうして特別会計を作つたらどうかといふことであれば、これは特別会計としては成立し得るものでありますけれども、その不足金の融通といふことにつきましては、いろいろ諸経費その他から融資を得なければならんわけでありまして、特別会計ではその点が借入につきまして若干の制約を受ける。それから又貸出し

ういふことの答弁があつたわけでありまして、そうしますと、無理して民間で十五億を出し、国のほうから十五億を出資いたしましたし、これでは足らんという場合が相当起り得るのでありまして、そういう答弁を聞きますると、この際民間で出すことは、何かしら今後の一つの政府の、まあ何といひまするか、政策についての一つの基本になるというような考え方も推測でき

るわけであります。が、実はそのへんの答弁は、事務当局からはないわけであります。が、勿論民間で出さないで、政府が全額出してもらえばそれに越したことはないと思っております。が、何かしら最悪の場合には六十億要るのだ、にもかかわらず三十億というところに今後の含みが、我々は一応推察をできるものであります。が、そのへんが特に農林大臣としてどういうようなお考えであり、或いは大蔵当局ともお話がされておるかも知れませんが、そのへんの含みを一つこの機会にお示しをして頂ければ結構と思います。

それから續けて御質問をいたして参りますが、で、仮に民間で或る程度の出資をするといたにしても、この法案で参りますると、定款の定めるところによつて、五年以内に十五億の出資を完了しろと、こゝなつてゐるのでありますが、これも事務當局にも質問いたしたわけでありまするが、この法人ができて、五年以内に災害があつても、あつた年でもかまわず、これを取るといふことは、これは非常にその趣旨にも反するものではないだらうか。片一方で保険金をもらつておりながら、片一方で出資をするということとは、この制度の趣旨からもちよつと矛盾する。

盾があるのではないだろうか。にもか
かわらず、第一回の拂込みを一億円に
して、あとの残額は五年以内に拂込み
を完了するというのは、多少これは考
慮の余地があるのではないだろうか。
具体的に言いますれば、災害の少い都
市なり、災害の少い府県から取つて行
くという考え方がされてもいいのでは
ないかと思いますが、それが第二点
であります。

それから第三点も、これは政府当局から明確な御答弁を得たいということとで留保をしておりますが、民間の出資、これは飽くまで出資でありますので、出しつ放しの金ではないわけでありまして、脱退をすれば勿論拂戻しも受け得る規定になっておりますが、ただ出資と称しながら、出資に対する利益があつた場合に、或る程度の利子なり配当をつけるという規定が全然ないのであります、そういうことがはけつきりしますれば、これは出しつ放しの金ではないのだ。この基金に相当の利益があるならば、相当の利子なり配

当もつくのだということが、これがはけつにつきりしますれば、出しやすいということもあると思います。その規定が素はこの法案には全然ないのであります。が、以上の三点につきまして御質問いたします。

○國務大臣(廣川弘禪君) この基金設
定についての分担の問題であります
が、これは御指摘のように、六十億以
上かかるということがあり得るという
ことは想像でき得るのであります。現
在予定している以上に政府基金を出
すように、実は我々は努力いたしてお
るのであります。またその政治力の
差で、実はそこまで行つていないので

ありますが、必ずこれは、將來こういふふうには國家投入資金を殖やすようにに努力いたす考えであります。民間一般のかたから出して頂く十五億よりも多くの政府が出すように努力いたしたい、こう思つております。

それから第二の点は、非常に法律は冷たくできておりますが、併し運用の妙を得て、これは温かくやつて行く方法があるのじやないか、こう私は考へてゐる。

それから第三は、これは全く出資でありますので、配当なり或いは何か妙味があるのが当然じゃないかというお話であります。これもやはり税金等の関係もありますので、これは協同組合の関係にも関係いたしますが、税を飽くまでやはり取る建前になつておりますので、この点の了解がまだついておりません。これは将来是非つきたいと、こう考えております。

○片柳眞吉君 大臣の御答弁で、大体は私の質問に対してお答えがあつたと思ひますが、ただ今後基金を政府側

の出資の増で賄つて行きたい」ということは、非常に満足をするものでありますが、ただ基金として政府の出資が破れない過程においても、非常な相当の災害がありまして、三十億では足りないという場合においては、基金の増額

まで行かんその経過的な、過渡的な措置もあるのじやないか。政府資金をその際出すというような、そういう二つ三つの方法が私は起ると思うのでありまして、これにつきましても二つ、もう十五億ということではありますが、もう現らくぎり／＼の線と思ふのであります。これ以上のものではできれば固定化に出資が政府の出資増で行きますれば

結構でありますが、それが実現せん終過の場合においても、政府資金で全部賄うというような方向で賄つて頂きたいと思ふのですが……。

○国務大臣(廣川弘禪君) 御指摘の点も考へております。又それでもき得ると信じております。

○片柳眞吉君 それから第二点の、法律は非常に冷厳にできておるが、運用でということでありますが、第十五條の、

第三項でありますが、定款の定めるところにより五年以内に出資の拂込をしなければならぬ。」これですと、今り温か味の出る余地がないと思うのであります。これが五年以内というののがなければ、これは御指摘の通りになると思ひますが、重ねてお伺ひいたします。

○國務大臣（廣川弘禪君）　これは私かち仄聞してゐるところでは、本委員会において温かい血を加えて下さるのやないかということを私実は聞いてゐるのであります。（笑聲）これをさつしき申上げたやうなわけであります。

○小林孝平君　この三法案に直接関係
ありませんけれども、間接的に關係が
ありますので、この機会に大臣にお尋
ねいたしたいのは、この單作地帯に對
しまして、積雪寒冷單作地帯の振興並
というものができまして、非常に特別

の施設が加えられておるのでございませう。するけれども、こういう趣旨に基いて、最近この單作地帯が二毛作をややうというので強切つてやつておるわけです。特にこの單作振興法に基いて、土地改良をやりましたあとに二毛作をやりました所は、最近国和庁のほうでは、所得のあるところ課税するのは公平であるといふので、課税の対象にす

るといふことを言つておるわけですから、具体的に、高橋国税庁長官が先般新潟県に参りまして、この問題について何ら考慮する余地はない。二毛作をやつたら課税をする、こういう言明をしましたので、非常に衝撃を與えて、一部の農民は麦を青刈りにしても、課税の対象になるのではやめるというようなことで刈取つた例もあるのであります。そこで政府はこういう法律を作つて、その也軍中書省では特別の考慮を

り、その他單作地帯には特別の考慮を拂わなければならぬという従来からの方針に従えば、当然この單作地帯において、特に積雪寒冷地帯の單作地帯において新たに二毛作をやるのは、所得税の對象から暫くの間除外をするというう所得税法の改正をやる必要があるのではないか。具体的には、この法律に基いて行なつた、土地改良をやつたあとに、二毛作をやつた場合は、三年乃至五年は税金を免除する、或いはこういう土地でなくても、今まで二毛作をやらぬ所に新たに二毛作をやつた場合には、三年乃至五年課税しないといふ

やないか。そこでこれは簡単に行きませんけれども、一つ農林大臣が積極的にこの必要を認めるかどうか、認めて、大蔵省に今後交渉される意思があるかないか、一つ承わつておきたいといふ。

○国務大臣(廣川弘禪君) どうも国務
庁というのは理屈のわからん所で、
で、何遍もいろ／＼な問題でぶち當つ
て行くのですが、ここは本當にそれば
冷たいのでして、(笑聲) 大きく眼を
開いて見ますとよくわかりますが、
雪寒冷地帯に二毛作ができ得るよう
にするまでに、国家が投資をする資本

いうものを考えてもらえれば、それでその努力に対して、その努力から生れた收穫に対して、冷たい税金をかけるということはないはずなのであります。そういうことを農林省といいたが、言つておるとすれば、農林省といいたしましては、十分手を盡して、助長でき得るようには熱意を以てやる考えであります。

○小林孝平君 農林大臣は國稅庁だけを責められておられますけれども、國稅庁は所得のあるところ税金をかけるというものは当然だから、そういうのでやるのでありますから、これは國稅庁相手におやりになつても駄目で、大蔵省の主税局に交渉し、所得税法の改正をやるというふうにして頂かなければならぬのですが、それをおやりになる意思があるかないかをお伺いします。

○國務大臣(廣川弘禪君) 勿論それは大蔵省の問題でありまして、端的に國稅庁と言つたのであります。十分それは私のほうで準備をいたしまして、交渉したいと思ひます。

○島村重次君 直接に關係のない事項であります。農協再建整備の法律案の審議の過程におきまして、むしろこの際再建整備そのものの国家的のいろいろな助成、その他の施策は必要であるが、要するに農協は事業を進展せしむるものであつて、今固定資産が固定化し、而して赤字を持つておる際には、事業を伸ばそうといつたしまして、なか／＼事業資金が得られないので、この際政府のほうで、例えば府県でやつておる預託の制度をとるか、或いは一般會計或いは預金部等から相當の資金を出してもらいたいことを希望

いたしておるのであります。それに対する大臣の率直な現在までの経過及び進行状況、お考えを一つこの際承りたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) それは御指摘の通りでありまして、あの當時あたと私は共同責任でありますので、(笑)そのあと引續いてこの問題は話しております。端的に言つて、金を用意しなければならぬのであります。大蔵省にもこれは十分私話しております。裏話を言つておかしな話であります。池田君のところへも十分それは各農協から深刻な陳情が行つておるやうなわけでありまして、私はもつと多量な金を用意して、そしてこの農協の再建整備を真に助長して行く考えであります。

○島村重次君 お賞悟のほど及び當時の経過、よく大臣御承知を願つて、お骨折りを願つておることは非常に有難いのですが、要するにこの問題は画龍点睛でありまして、この問題が解決せんと、農協の再建整備もなか／＼困難である。一つ事務当局を奮勵されると同時に、政治的に早く一つ解決をして頂くことを希望いたします。在官でありますればお手伝いをいたしますが、只今在官でありますので、一つその点を特にこの席を借りまして、お骨折りを重ねて希望いたします。

○委員(羽生三三君) 速記をとめて

〔速記中止〕

○委員(羽生三三君) 速記を始め

○山崎恒君 二、三質問と意見を申し上げたいと思ひますが、先ほど岡村委員から、この災害共済制度の問題は、今

後非常に心配だというふうなお話があったのであります。事実、さういふ点も私も考えられるのですが、現在統制経済でありますれば、これはもう強制的に……、現在のこの法律は強制的でありまして、一層、今日まで政府の施策等相持ちまして来たのであります。が、今後この農業経営を円滑に助長して行くことには、やはり大臣もお考えと思ひますが、農業協同組合と災害共済組合、この二つの組合そのものが真に農家の福祉機關に相成らなければならぬと、かように思ふのであります。特に麦の統制がはずれ、或いは行く／＼は主食の米についても統制がはずれるというふうなことになる。と、農協の再建整備も、私どもは概括的に考へまして、この農業政策がこの日本の指導方針に相成るやうな形になつて行く。これがまあ基本的な問題であらうと思ふ。そこでまあ先ほどもよく物議の農林大臣は、達観して岡村さんの質問に対して御答弁なさつておるやうであります。勿論共済組合の任意事業であるところのいわゆる保険金一戸当り三十万円といふものは、これはもうほんの共済事業でありまして、一たび災害、火災等があらました場合には、三十万円では到底何にもならぬ。併しながら一時の間に合せの費用だ、こういうふうな観点、それ以上の保険を附加することは、これはもう危険が伴う。又さうした大きな保険をせしめる機關としては、やはりこの特殊機關であるところの火災保險会社が領域を持つておるというやうなところから、妥當な価格で三十万円といふことになつたと思ふのであります。ただ岡村さんが心配しておる協同組合等々の建物或いは資産、こうしたものに對する保險金は、当然これは三十万円では目算ほどのものであるというやうなことから非常にその点を心配されておると、かように思ふのであります。この任意共済そのものは、さういふ点から自由意思により農家が保險に加入する、こういうやうな問題であります。協同組合等の建物等の保險に對する觀念そのものは、これはもう當然もつと大きな保險をつければならぬ。併しながら岡村さんの心配しておる問題は、さうした保險金が、現在の協同組合等がとにかく無事故であつた場合に、その領域の組合、或いは果なり道なりには保有されて運搬されるべきものでなければならぬ。さういふやうな觀念から非常に心配されておると思ふのであります。現状のこの共済組合にいたしまして、恐らく協同組合の保險にいたしまして、北海道はどうか知りませんが、いづれ再保險契約といふものをしなければこれは危険であります。で、政府自体も、この再保險といふ問題については相當監督指導をしておるはずであります。さういふ点からい

たしまして、その資金そのものの固定というところは、なか／＼その領域、区域内においての流通といふことは、保險事業については骨ではないか。さうした点は、何か政府において別の方法

がなければその金は止まつてしまふ。かように思われる。さうした点について、政府に今後何かの施策があるかどうか、さうした点も一つお聞きしておきたいと思ふのであります。それから次に、この共済組合と協同組合とのいろいろの領域の問題等があります。これは、將來において大臣がこの問題を特に重要視されておるやうであります。これは日本の農業政策上、現在協同組合も大事である、又共済組合も勿論農家の生産するところの生産物に對するところの保險事業であり、或いは共済組合の共済事業、或いは政府が共済組合連合會對するところのいわゆる再保險事業といふやうな段階の事業であります。が故に、さういふこれは助長しなければならぬ。ただ基本的には疲弊しつづつておる農家が、逐次その保險金そのものが増額されて行くといふやうな点について、非常に心配されておる。かような点から、私どもはこの保險料は、少くとも最小限度の保險料によつて運営されるべきだ、かように思ひますが、さうした問題について、農林大臣のやはり御意見も大臣として伺つておきたいと思

ふ。それから次に基金法の問題であります。この問題は、先ほどどなたかからお話のあつた通りでありまして、現状ですらすでに二十八億円の赤字を各県が出しておる。これは昨年度、この二十八億円に對するところの利子補給といふやうな問題を政府に要望いたし、政府もそれを可といたしまして、利子補給の予算を組んでおる。今度はその利子補給といふものを削られてしまふといふやうな、かような観点か

ら、そこに生れたのがいわゆる基金法というふうな肩代りのものであると思ふのでありますが、この基金法そのものによつて運行したとしても、依然としてこの二十八億の赤字は消えないのであります。そこでいづれかの機会に、これは統制中の遺物でありまして、この二十八億圓というものは、これは早く一つ政府が助勢して解消してもらいたいということを、再三団体も、又委員会におきましても、意見を具申しておりますが、その問題は、昨年はからず最後の段階といたしまして、只今のような利子補給の面で一応解消されておりますが、これを一つ何とか解消するように努力する大臣の御意図があるかどうか、その点を一併せて、以上三点をお聞きいたしたい。かように思います。

○國務大臣(廣川弘禪君) この農業団体の再編成の問題は、もう新聞等も取上げて、隠しても論議に出してあるような段階に立至つておるようでありまして、又この占領中に再分配された、分割された団体に對しての批判が、農民の間からも盛んに声が出て參つて來ておるのであります。而も又この農民の最大の福祉法ともいふべき兩組合法に對しましては、これは私たちも實際運用したて参りまして、十分検討しなければならぬと思つております。又これを十分に策動でき、而も又この農民の福祉を助長するようにやりたい、こう考へておるのであります。

ります。でありますから、私ども簡保の問題については、總額の半分を農村に返せ、こういうふうな主張にいたして、おるようなわけでありまして、そしてこの簡保の金等も農民に入れた、農民のために使つて行きたいと思ふのであります。

それから又最も重大な再保険の問題については、これは非常に重大でありますので、検討いたしております。これは案を近いうちに我々作りたいと、こう思つております。

それから戦争中の統制の犠牲といわれておる二十八億の問題であります。が、この解消について、我々は熱意を以て今努力いたしておるようなわけでありまして、

○岡村文四郎君 最後にもう一つだけお尋ねをいたしておきますが、この災害補償のできましたゆへはよく御承知でございますから何ですが、私は災害補償法というものは、何物もそれに決まらないで、真三つに割つて、そしてどういふ災害があつてどういふ損害が生じようとも、半分は全部政府が代りにやつて、ほかは食ひ込んで行くといふことではいかん。一番大切なことは、どういふ加入か、即ち強制加入のものと任意加入のものとがあるといふことを心配したのであります。どこまでも真二つに割つて、そして災害補償において足らん分は、政府がどこまでもとつて行くといふことの考へはつきりきめるようにお考へ願ひませんか、現在あります二十八億があつたことだといふ問題ではありませんが、これは、年々歳々出て來るところの災害といふものは決して、もうこれがある以

上は、農家の負担にされないので、それは政府が全部やつて行くんだ、こういう強い信念で大臣にやつてもらわんと、要らんことも知れませんが、腹の底からそう思つておられますが、大臣もそう考へになつておるか、一応お聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(廣川弘禪君) 精神は全くその通りであります。現実がこれに伴わないのが非常に遺憾といたしておりますが、精神はその方向に進んでおります。

○松永義雄君 同じようなことを言うわけですが、東京都で火災保険事業をやると言つたら、大蔵省が反対したといふことがある。それで共済事業を強制的にやるべきか、任意でやるべきかといふ点に觸れるわけでありまして、これは立法の経過もあるでしょうが、

一体農林省としまして、先ほどお話のあつたように、農村の疲弊は、これから自由主義が進むに従つて増すばかり、こういう御心配がある。それについては私も同じ感じを持つてゐるのであります。それでどういふ農村といふものに対しては、その仕事の性質から来るのか、やもすれば都會の商人にしてやられる、こういう傾向を持つておる。従つてそれに対して、保護指導する必要がある。で、その結論は、飛躍するかも知れませんが、これを農村の保険事業のところへ持つて行く場合に、一体農林省としまして、強制的にやつて行つたほうがいいのか、任意的にやつて行つたほうがいいのか、一体一つの法律の中で、任意も強制もあるといふのは一体どういふ意味なのか、農村の経済事情に對するところのあなたのいわゆる感じという

ものについて、一つ関連してお話願へれば結構だと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 今御指摘の通りに、共済事業といたしましては、強制的な共済事業と任意的な共済事業と二通りあるのであります。それを今後どういふふうな方向へ持つて行くか。任意といふことに重点を置いてやつたらよろしいのか。或いは強制といつたような方向で全体を持つて行つたらいいかといふふうなことに関連するお尋ねだと思つております。この点につきましては、只今御指摘の通り、農民の経済乃至その農業経営といつたようなものが確固たる地盤に立ち得るかどうかがいかににかつていふところでありまして、こうした地盤にかかりまして、経営も非常に、とにかく企業として成り立つといつたやうなことでありますれば、これはだんだんとむしろ任意のほうに行くのが相當だろう。そうでなくて、やはり農民経営が依然として平凡である、経営もなかなか零細であるといつたやうなことになるやうなもので、現在むしろ任意であるやうなものについて、社会保障といつたやうなものを加味しておるし、一体強制と言つては語弊がありますが、いわゆる社会保障の意味をもつて加えてやつて行くといつたやうなことが必要になつて來ると思つたやうな感じが、私は、どちらに行くべきかという判断はちよつといたしかねますが、その点については、大臣もおられることでございまして、大臣に一つ……

○國務大臣(廣川弘禪君) これは、人の生命に關するやうな、この袍瘡ですか、そういう人にやることがあるのであります。が、この生命に關することを知らなから、やはり人に強制することがある。特に農村のような経済力の非常に薄弱の所は、任意にばかり持つて行きますといふと、大抵目前の現象に迫られて、そしてこれはしるるといふやうなことになるのであります。が、物にもよりますが、實際の方向は、私は或る程度強制がいいのではないかと思ひますが、個々の物によつて大分違ふのであります。近頃大分憤れて來て、この保険も全部が任意がいいのではないかとといふやうな考へも出ておるやうであります。まだ私は、そこまで行くのは早いのではないかと。もう少し強制して行つていいのではないかと。こう考へてゐるのですが、全般のものについては考へは、まだ私として結論は出ていないのであります。

○松永義雄君 只今、山崎さんからお話があつたように、統制が外されたら、農民の貧乏が殖えて行くのではないかと。こういうやうな趣旨の言葉があつたとして、これは解釈したのですが、そういう傾向に今向いつつある時なんですか、それに対してどう考へておるかと言つて、局長は學者だから、一つお伺ひしたい。

○政府委員(小倉武一君) 経営が一般に零細化しているかといふことは、もう少し長い目で見ないとむずかしい問題だと思ひますが、若し非常に経営が零細化してやつた程度のものにも、農業生産だけで行くといふことは、やれなかつたやうな場合におきましては、どうしてもそこに或る程度の強制共済的な色彩がこれは加わるのは止むを得ないといふやうに考へるのであります。

す。これは何も赤字を救済するだけに限りませず、場合によりましては、農家の建物でありますとか、或いは更にこれは将来の問題かも知れませんが、その他の農家の保険といったようなことについて、そういうことをこれは考えざるを得ないし、これはこれは考へるに思ひます。併し事態がそういうふうな、だん／＼と日本の農業経済が困窮して参るものだというふうな私考へませんので、今のところこの赤字その他に対する特別なものは強制でありまして、その他はもうね任意で、任意強制としてやつて行くほうがこれは妥當であらうというふうな考へておるのであります。

○松永義雄君 最後は大臣にお尋ねするといふか、希望を申述べておきたいと思ひます。それは、この農業予算の額が非常に少いこと、その他金融といふか、政府出資といふか、そういう方面についても、鉱工業に対しては非常に莫大であります。然るに農村には少い。で、このこと自体がもうすでに農村が疲弊して行く大きな理由なんです。この予算のきめ方、或いは政府出資のあり方、一口に言へば農村の利益を高くして、以て鉱工業を中心にして日本の立つて行く途はどこにあるかというふうな点について、いろいろ議論があるでしようが、少なくとも農林予算は非常に少ない。これは大臣の悪口を言うようだけれども、心臓の大臣としては美に少ないと思ひます。幾多の必要を感じられて、事々にどうだとか、基金はどうだとか、こういう議論が出て来ることは、そのこの問題もあらうけれども、全体的に見て、この農村への予算面において、非常に配分

が少いといふことから出て来る。少なくとも私はそういうふうな思ふ。あらゆる機会に、これは農村へ持つて行かなければ農村は立たない。すでに御承知の通り、そのことによつて起る弊害は、ここでくどく／＼言う必要はないと思ふ。そういうことになつてから対策を講じたらいいというのではないので、弊害を、そういうことを予想して、防止するといふことを考へなければいけない。予算が少いといふことは、あなたの努力が足りないといふこと……。

○國務大臣(廣川弘福君) これは、あなた實際親切なお言葉ですが、これは、農林予算が少いといふことは、これは国会も十分この点を注いでもらいたいと思ふのであります。で、私たち閣内において、いつでも何かの問題といふと、農林省と各省全部を相手にして喧嘩をするという形になつて来るのであります。このことが近頃やつとこれが経済人にわかつて参りました。特に一万田君や、石川、荷見氏等が、この問題を非常に大きく取上げて参つておられます。今まで殆んど鉱工業一点張りのような通中が、この農林生産といふものについて目を向けて、而もこれを外部に言葉を通して発表してくるというふうなことは、未だなかつたのであります。そういうふうなことがどうして来たかといふと、現在輸入している食糧の金の給支拂高と、正常貿易によつて輸出する総輸出受取勘定とを比べて行くといふと、非常にこれは心配になるのであります。今なか特殊な景気に浮かされて、武器の下請であるとか、或いは朝鮮の問題であ

るとか、いろいろなことで、ドルの勘定が少し入つておるようでありまして、それに加えてパンパンの金を一億予想しておるというふうなこの経済の状態で行くことは、非常に私は間違つておる。この農林の一番大事な土地改良、或いは又その他の農業土木事業費が公共事業費の中に入つて、その圧力で又細つて行くといふようなことは、どうして我々は考へなければならぬので、来年度予算からは、農業生産費も全く一本の独立したものを打ち立てて行かなければならぬ段階に最早なつておると思ふのであります。それから鉱工業方面のことを見ますといふと、主に地下資源についても、非常に日本は足りないのではありません。それから又一番珍重される希少物資について見て、これは又足りないのではありません。それから又戦争戦後を通じて、日本の工場における機械の老齡、又技術の低下等から見て参りまして、平和が来た場合に、果してあの品物で世界市場に出て競争できるかといふと、非常に私はこれは心配だと思ふのであります。その場合に、この食糧を外国から買つておる現在のこのままではいかうと、重々いかにいふことになるのであります。農業に重点的にこれは国家資本を注入しなければならぬのであります。まだ我々の力が足りませんので、非常に心配をいたしておりますが、来年度予算は、そういうふうな方向で農業生産といふ一つの大きな部門を第一に掲げて行かなければならぬという段階である、こう考へておるわけでありませう。

○委員長(羽生三七君) 只今の松永委員と農林大臣の応答の中にありましたことを、実は当委員会でも、先に農林政策の基本方針確立に関する決議案にもあの精神を盛つたつもりで、非常に当委員会としても努力しておる点であります。それから個人的であります。先般飯島委員から、農業基本法といふようなものができれば一番いいのだというお話がございましたが、まあ会期で取上げて、直ちに成文化するといふことは困難であります。まあとにかくこの委員会でもいろいろ法案が問題になる都度、結局その裏付けの予算のことが基本的な問題になりますので、委員会としても大いに努力をいたしますが、農林大臣にも一層一つ御努力をお願いいたしておきたいと思ひます。

○片柳眞吉君 只今の大臣の御答弁に關連して、実は簡単に御聞きをしたいと思ひます。これは実は畜産局長に近く出席をして頂きまして、細かい点を質問いたしたいと思つておりますが、実は今の御答弁なり、又御答弁はなくても、大体の従来の考え方から、実に我々が非常に予想外に思つておりますのは、バターの輸入問題でありまして、これは我々としては予想もできないような問題だと思ふのであります。多少我々が今まで聞きまして、範囲でも、なか／＼この問題は理解がしたいのであります。折角或いは酪農の導入なり、その他随分御努力を政府はされておるの矢先に、相当量のバターを外国から入れるといふことは、これは非常にショックを業界にも與えておられますし、又我々も非常に理解に苦しむ次第であります。只今お話をいたしましたように、主要食糧だけ

でも四億二千万ドル近い外貨を使つており、お話のように、輸出だけで見れば、十三億僅かの輸出に、食糧だけでも四億ドル以上の外貨を使つておる。そういうふうな時に、勿論バターが欲しいことは勿論でありますけれども、併し片方で酪農の育成指導に随分政府も今年から熱心になつておる矢先に、こういうことをするといふことは、火に水を掛けるという感じが私には非常にするわけでありまして、今まできまつたものは仕様がなれないと思ひますが、当分私は見合する方が適當ではないかと思ひますが、これは、事務的には畜産局長に質問して見たいと思つておりますが、大臣に大きな方針として、これは今まできまつた分は止むを得ないとしても、当分これはやらないというお考えでありますか、その点お聞きしておきたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) 只今の御質問のその酪農の問題でございますが、特に輸入バターの問題は、先般岡村さんから御要望がありまして、そのために一日時間を割いてくれといふことで、実はこの農業災害補償法案三法案が上つたら、そのあとに、できれば大臣に畜産局長を同道して委員会へ出て頂いて、若干の時間を費やしてやろうと思つておつたのであります。大臣がこの際出られないと言へば別ですが、余り長い時間も要しないと思ひますので、もう一度差し繰つて出て頂くことになりました。改めて検討をしたいと思います。如何ですか。

○片柳眞吉君 結構です。

○三浦辰雄君 今日の新報を見ると、イギリスの東南アジア方面の最高弁務官がお見えになつて、まあいろ／＼

と、日本政府と東南アジア方面の開発等についてお話しがあると思うのですけれども、私はこの際大臣にお話をしたいことは、かねてから言っておるのですけれども、この際まいらうと考えられるうちの一つに、東南アジア方面のいわゆる伐木造林と申しますか、あれを進めてもらう何かこういう話し合いをしてもらいたい。まああれは御承知の通りに、殆んどまあ米人と日本人が機械力を使つて、大々的に出す技術を持つておるのであつて、日本のまあ御承知の通りの資金の状況ですから、この際あれを十分できておるものを以て伐つて利用する、そうして日本の資源の非常な不足しているの間に合せるという問題が一つ。

それからそのあとにマニラ麻であるとか、或いはパルプ用材のようなものを植えるという問題をやはり日本人の手でやるように一つ話し合つて頂きたい。マニラ麻は、もう言うまでもございませぬが、パルプ用材にいたしましたとしても、蘭葉樹の或る種のもは二、三年で伸びます。針葉樹は、これは十年足らずで又パルプになるというのでありますし、是非これは、それだけの国民にとつても非常に仕合せを持ち来らすことであるし、日本としては又望ましいことなんだし、この点を、それから第三としては、ゴムとか、ココアとか、コーヒーというふうなもの、やはり日本人のこの企業において、何らかのまあ制約があるかも知れませぬけれども、やるといふふうなことを話し合つて、一つこの点に御努力をこの際お願いしたい。この点をお願いいたします。

私どもも考えておりまして、今構想をまとめておるのであります。特にこの林業につきましては、日本国と米國が非常に発達をしておることは、あなた専門的な目から見てもそうだろうと思つておるものであります。我々もその通りに考へておるのであります。実はこれはやりたと思つております。戦争前から、戦争中におきましても日本のこの林業知識が非常に南方に行つておるのであります。特にパルプ等に関しましては、藤原銀次郎氏あたりがすでに向うにおいて着手いたしておつた先例もあるものであります。私いつも藤原さんにあの当時のことを聞きまして、これを非常に再現したいと思つておるのであります。資料をまとめて、外務省を通じて、その点のことも今聞いておるのであります。井務官の来た序で、先ず私はこれはやりたといふ、こう思つておるようなわけでありませぬ。

○委員長(羽生三七君) 大臣に対する質問は、本日はこの程度でよろしうございませぬか。それではこの程度にいたしました散会いたします。

午後三時四十五分散会。

飼料需給調整法案

飼料需給調整法

(目的)

第一條 この法律は、当分の間、政府が特定飼料の計画的な買入、保管及び売渡を行うことにより、飼料の需給及び価格の調整を図り、もつて畜産の振興に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「特定飼料」とは、ふすま(輸入に係るふすま及び政府の売渡に係る小麦から生産されるふすまをいう)、輸入に係るとうもろこし及び大豆かす並びに農林大臣が指定する飼料をいう。

第三條 農林大臣は、飼料需給調整審議会の意見を聞いて、この法律の規定による特定飼料の買入、保管及び売渡の時期、数量その他に關する必要な計画(以下「特定飼料需給調整計画」という。)を定める。

2 農林大臣は、飼料需給調整審議会の意見を聞いて、第四條の規定により買入される特定飼料(輸入に係るものを除く。)及び第六條の規定により売渡す特定飼料の予定価格の單価の標準となるべき価格(以下「標準価格」という。)を定め、これを公表する。

3 前項の標準価格は、特定飼料の買入又は売渡に際して、あらかじめ、特定飼料の生産費又は買入価格及び市価その他の経済事情を参し、よくして定めなければならない。

(特定飼料の買入)

第四條 政府は、飼料の需給又は価格の調整を図るため、特定飼料需給調整計画に基き、特定飼料を買入し入れることができる。

2 前項の規定による買入は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、入札の方法による指名競争契約又は隨意契約によることができる。

3 第一項の規定による特定飼料(輸入に係るものを除く。)の買入の予定価格は、農林大臣が、標準価格を基準として定める。

第五條 政府は、特定飼料需給調整計画に基き、その所有する小麦を売り渡す場合において、その小麦から生産されるふすまを、政令の定めるところにより、政府に売り渡すべき旨の條件を附することができる。

2 前項に規定する條件に基いて政府がふすまを買入する場合のふすまの価格は、農林大臣が、飼料需給調整審議会の意見を聞いて、政府の所有する小麦の売渡価格、ふすまの生産費及び一般の経済事情を参し、よくして定める。

3 政府は第一項の規定により條件を附されて小麦の売渡を受けた者が、その條件に違反したときは、当該違反に係る小麦の売渡価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

(飼料の売渡)

第六條 政府は、飼料の需給又は価格の調整を図るため、特定飼料需給調整計画に基き、この法律の規定により買入れた特定飼料その他政府の所有する特定飼料を売り渡すものとする。

2 前項の規定による売渡は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、入札の方法による指名競争契約又は隨意契約によることができる。

3 第一項の規定による特定飼料の

3 第一項の規定による特定飼料(輸入に係るものを除く。)の買入の予定価格は、農林大臣が、標準価格を基準として定める。

第五條 政府は、特定飼料需給調整計画に基き、その所有する小麦を売り渡す場合において、その小麦から生産されるふすまを、政令の定めるところにより、政府に売り渡すべき旨の條件を附することができる。

2 前項に規定する條件に基いて政府がふすまを買入する場合のふすまの価格は、農林大臣が、飼料需給調整審議会の意見を聞いて、政府の所有する小麦の売渡価格、ふすまの生産費及び一般の経済事情を参し、よくして定める。

3 政府は第一項の規定により條件を附されて小麦の売渡を受けた者が、その條件に違反したときは、当該違反に係る小麦の売渡価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

(飼料の売渡)

第六條 政府は、飼料の需給又は価格の調整を図るため、特定飼料需給調整計画に基き、この法律の規定により買入れた特定飼料その他政府の所有する特定飼料を売り渡すものとする。

2 前項の規定による売渡は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、入札の方法による指名競争契約又は隨意契約によることができる。

3 第一項の規定による特定飼料の

売渡の予定価格は、農林大臣が、標準価格を基準として定める。

4 入札の方法による競争によつて特定飼料を売り渡す場合において、予定価格に農林大臣の定めるところにより算出される金額を加えて得た価格(以下「上限価格」という。)をこえない価格で入札した者の中から高値で入札した者を落札者としなければならない。

5 前項の規定により落札者となすべき者がないときは、上限価格をこえた価格で入札した者を上限価格と同価で入札したものととし、落札となるべき入札をした者としなければならない。

(売渡の価格等の公表)

第七條 政府は、前條第一項の規定により、特定飼料を売り渡したときは、省令の定めるところにより、遅滞なく、売り渡した特定飼料の価格、品目、数量その他必要な事項を、買受人別に、公表しなければならない。

(売渡の附帯條件)

第八條 政府は、第六條第一項の規定により特定飼料を売り渡す場合には、その相手方に対し、売渡に係る特定飼料の譲渡に關し、地域若しくは時期の指定又は価格の制限その他必要な條件を附することができる。

2 政府は、前項の規定により條件を附されて特定飼料の売渡を受けた者が、その條件に違反したときは、当該違反に係る特定飼料の売渡価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により條件を附されて特定飼料の売渡を受けた者が、その條件に違反したときは、その後二年間、第四條第二項又は第六條第二項の規定による入札の方法による競争に加わらねないことができる。

(報告の徴収等)

第九條 農林大臣は、特定飼料需給調整計画の実施上特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、特定飼料の生産者、輸入業者、倉庫業者、販売業者又は加工業者から、特定飼料の生産、在庫、販売の数量、価格その他必要な事項に關し報告を徴し、又は当該職員に事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入つて調査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査を行う場合においては、省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(飼料需給調整審議会)

第十條 この法律の適正な運用を図るため、農林省に飼料需給調査審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に應じ、飼料の需給又は価格の調整に關する重要事項を審議する。

3 審議会は、飼料の需給又は価格の調整の実施に關し、農林大臣に隨時意見を述べることができる。

4 審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(委任事項)

第十一條 この法律において命令に委任するものの外、この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

(罰則)

第十二條 第九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以上の罰金に処する。

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

(食糧管理特別会計法の改正)

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「検査」の下に「並ニ飼料需給調整ノ為ニスル飼料ノ買入、売渡、保管又ハ検査」を加へる。

第二條、第三條及び第六條ノ五中「食糧」を「食糧及飼料」に改め

第六條第一項中「食糧ノ売渡代金」を「食糧及飼料ノ売渡代金」に改め、「食糧ノ買入代金」を「食糧及飼料ノ買入代金」に改め、「運搬の下に「並ニ飼料ノ買入売渡保管検査及運搬」を加へる。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十八号の次に次の一号を加へる。

三十八の二 飼料需給調整法(昭和二十七年法律第 号)

に基き飼料の買入、保管及び売渡を行うこと。

第三十四條第一項の表中

「中央作況決定 農作物の作況決定に關する重要事項を調査審議すること。」

「中央作況決定 農作物の作況決定に關する重要事項を調査審議すること。」

「飼料需給調整 飼料需給調整法による飼料の需給調整の実施に關する重要事項を審議すること。」